

令和7年度 桜こども園たかせ 重要事項説明書

就学前のこどもに関する教育・保育等の総合的な提供推進に関する法律（平成18年法律77号）第17条第1項の規定に基づき認可を受け、特定教育・保育の提供にあたり、以下の通り説明致します。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 恵済会
所 在 地	〒370-2332 富岡市下高瀬724
電 話 番 号	0274-62-0964
代表者氏名	理事長 松倉紘洋

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	桜こども園たかせ
施設の所在地	〒370-2332 富岡市下高瀬292
連 絡 先	電話番号 0274-63-0177 FAX 0274-63-0194
管 理 者	園長 小金澤恵利佳
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員 105名	1号 15名（3歳 5名・4歳 5名・5歳 5名） 2号 60名（3歳20名・4歳20名・5歳20名） 3号 30名（0歳 6名・1歳 9名・2歳15名）
開設年月日	昭和49年 4月 1日
事業所番号	1021051000144

3 サービスの目的・運営方針

桜こども園たかせ（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、園児を日々受け入れ、保育・教育を行うことを目的とします。

- （1） 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2） 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （3） 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3108.22㎡
	園庭	1817.17㎡
園舎	構造	鉄筋木造造・木造造
	延べ面積	1201.50㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児・ほふく室	2室	0歳児、1歳児
保育室	5室	2歳児、3歳児、4歳児、5歳児について各1室、絵本の部屋
遊戯室（ホール）	1室	
地域支援室	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況（34名）

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
副主幹保育教諭	2	2		
リーダー保育教諭	2	2		
保育教諭	21	16	5	
栄養士	1	1		
調理員	2	2		
事務補助・用務	2	1	1	事務は法人兼務
合計	34	28	6	

当園では「富岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日富岡市条例第20号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。年度内に加減する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
副園長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
副主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
リーダー保育教諭	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
保育教諭	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
栄養士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
調理員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
事務補助	法人兼務 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
用務	毎週 火曜日・金曜日（８：３０～１６：００）

※ 職種又はローテーション等で、勤務日及び勤務時間帯は異なります。

６ 特定教育・保育を提供する日

１号認定は月曜から金曜まで、２・３号認定は月曜から土曜までとします。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝日は休園となります。

７ 特定教育・保育を提供する時間

（１）１号認定に係る教育・保育時間

８時半から１６時半までを教育・保育時間とします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から（土曜日は７時３０分から）８時３０分まで、及び１６時３０分から１９時（土曜日は１８時００分）までの範囲内で、延長保育を提供いたします。利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。

（２）保育標準時間認定に係る教育・保育時間

市町村から保育標準時間認定を受けた場合、７時から１８時まで（土曜日は７時３０分から１８時まで）の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時（土曜日は１８時）までの範囲内で延長保育を提供いたします。延長保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。

(3) 保育短時間認定に係る教育・保育時間

市町村から保育短時間認定を受けた場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から(土曜日は7時30分から)8時30分まで、及び16時30分から19時(土曜日は18時00分)までの範囲内で、延長保育を提供いたします。利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。

(4) 延長保育時間・利用料金

認定区分		延長保育時間
1号		月～金 7:00～8:30及び16:30～19:00 *30分100円
2	標準時間	月～金 18:00～19:00 *30分100円
3号	短時間	月～金 7:00～8:30及び16:30～19:00 土 7:30～8:30及び16:30～18:00 *30分100円

8 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府/文部科学省/厚生労働省告示)を踏まえ、以下の教育保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 体操・英語・坐禅・茶道・柔道・テニス・お泊まり保育、その他各種様々な体験学習を実施

(3) 送迎なし

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時40分頃	11時20分頃	15時頃
1歳児	9時40分頃	11時20分頃	15時頃
2歳児	9時40分頃	11時20分頃	15時頃
3歳児		11時30分頃	15時頃
4歳児		11時30分頃	15時頃
5歳児		11時30分頃	15時頃

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 離乳食、アレルギー食の対応あり。（但し、アレルギー除去食の提供は、医師の診断が必要です。）

(5) その他

一時預かり保育事業内容等は別途お知らせします。

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（0歳児～2歳児保育料）
支給認定を受けた当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等別途お知らせします。
- (3) 3歳以上児は、食事代として主食費700円/月、副食費4,800円/月を徴収します。世帯収入により、副食費が免除される家庭もあります。土曜保育を利用される場合は昼食代250円・おやつ代50円/1回を徴収します。
- (4) 体操教室（年中児・年長児）代として、1,000円/月を徴収します。
*スポーツクラブ会員は免除いたします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合に保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用幼児が小学校に就学したとき。
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	宮崎医院
医 院 長 名	宮崎 誠
所 在 地	富岡市下高瀬298-7
電 話 番 号	0274-60-1919

(2) 歯科

医療機関の名称	酒井歯科
医 院 長 名	酒井 淳一
所 在 地	富岡市富岡984
電 話 番 号	0274-63-0586

(3) 薬剤師

医療機関の名称	
医 院 長 名	金久保 育代
所 在 地	富岡市田篠1631-13
電 話 番 号	

1.2 緊急時の対応

- (1) お預かりしている園児に病状急変やケガ等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定する医療機関へ搬送するとともに緊急連絡先(保護者)へ速やかに連絡を行います。
- (2) 台風や大雪等の自然災害で、受け入れが不能になった場合等、緊急休園や緊急帰宅を要請する場合がありますのでご承知おきください。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 小金澤恵利佳
	・ご利用時間 8:30 ~ 17:30
	・電話番号 0274-63-0177
	F A X 0274-63-0194
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	細谷 義昭 電話 0274-74-2140
	社会福祉施設代表 佐藤 裕 電話 0495-33-3321

※上記のほか、要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.4 虐待防止のための措置

- (1) 職員はいかなる場合にあっても、園児に対し児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしません。
- (2) 当園は園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置し、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難訓練は毎月1回、消火訓練は年1回実施します。

1.6 当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育所のためのしせつの損害補償
保険の内容	園児の傷害補償、保育所利用者の補償等

1.7 当園におけるその他の留意事項

- (1) 保育料等の支払いが滞った場合は、連帯保証人を通じて支払いをお願いすることがあります。
- (2) 当園の敷地内は、駐車場も含めすべて禁煙です。
- (3) 宗教活動、政治活動、営利活動について
 - ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
 - ・当園は、お寺を母体としたこども園ですが、宗教にこだわることなく保育教育を行っています。
- (4) 感染対策については、県・市の方針に沿って、子どもたちが安心・安全な園生活を送れるよう、対策を進めます。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

園 名 : 桜こども園たかせ
 説明者 : 園長 小金澤恵利佳